注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記 載 す る 欄	備　　考
１　免許の申請の場合	２（注）　３　４　５　６ ７　10　11　12　14　15	（注）　開設に該当する。
２　法第９条第１項若しくは第２項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	１（注１）　２（注２）　３ ４　５　9　13　15	（注１）　免許後の変更の場合に限る。 （注２）　変更に該当する。
３　法第９条第４項又は第17条第１項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	１（注１）　２（注２）　３ ４　５　9　10　11　13	（注１）　免許後の変更の場合に限る。 （注２）　変更に該当する。
４　法第19条の規定による変更の申請の場合	１（注１）　２（注２）　３ ４　５　７（注３）　9（注４）　12（注３）　13　14	（注１）　免許後の変更の場合に限る。 （注２）　変更に該当する。 （注３）　この欄の変更の場合に限る。 （注４）　この欄の変更をしない場合に限る。
５　施行規則第43条第３項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	１　２（注）　３　４　５ 9　10　13	（注）　変更に該当する。

［２・３　略］

４　３の欄は、個人又は社団（クラブ）の区別により、該当する□にレ印を付けること。

［５　略］

６　５の欄は、申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

［７　略］

８　７の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の８に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものを除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること（当該社団が開設する無線局の最上級の無線従事者資格が代表者以外の者である場合は、14の欄に当該者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載すること。）。

注１　［同左］

区　　別	記 載 す る 欄	備　　考
１　免許の申請の場合	２（注）　３　４　５　６ ７　11　12　13　15　16	［同左］
２　法第９条第１項若しくは第２項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	１（注１）　２（注２）　３ ４　５　10　14　16	［同左］
３　法第９条第４項又は第17条第１項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	１（注１）　２（注２）　３ ４　５　10　11　12　14	［同左］
４　法第19条の規定による変更の申請の場合	１（注１）　２（注２）　３ ４　５　７（注３）　10（注４）　13（注３）　14　15	［同左］
５　施行規則第43条第３項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	１　２（注）　３　４　５ 10　11　14	［同左］

［２・３　同左］

４　３の欄は、社団（クラブ）又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

［５　同左］

６　５の欄は、申請者が社団の場合はその名称及び代表者の氏名（一般社団法人の場合は代表者の氏名を除く。）を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

［７　同左］

８　７の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の８に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（一般社団法人を除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。